

国立市議会資料電子化事業プロポーザル審査基準表

1. 第1次審査（書類選考）

評価項目（評価視点および基準）		配点	得点
（1）業務体制			
導入実績・業務体制	第4号様式記載項目について評価	10	
（2）機能要件			
基本事項	第5号様式記載項目について評価	10	
ファイル管理・閲覧機能	第5号様式記載項目について評価	10	
セキュリティ等	第5号様式記載項目について評価	10	
（3）企画提案書			
① 事業内容に対する提案			
目的・業務体制・スケジュール	業務の目的を理解しているか	5	
	業務を確実に遂行できる体制※1・スケジュールとなっているか		
システムの機能性・セキュリティ性	システムの機能面は充実しているか。また、高度なセキュリティ性を有しているか。	10	
ユーザーの利便性及び業務効率の向上性	ファイルの管理・閲覧機能等について、ユーザーの利便性向上及び業務効率化・負担軽減に資する内容が提案されているか	10	
操作研修について	ユーザーのシステム操作方法の早期理解及び機能活用に資する内容のものが提案されているか。	5	
運用保守について	問合せ対応等、ユーザーへのサポート体制が確保されているか	5	
② その他提案内容			
システムのその他活用方法について	システムのその他の有効な活用方法について、ユーザーの利便性向上、業務効率化・負担軽減に資する提案となっているか	5	
（4）価格			
見積額	第6号様式記載の評価対象見積金額から、下記の式により算出する 得点 = 配点 × 最低見積金額 / 見積金額	20	
計（ア）		100	

※1 業務体制については、第4号様式内の「4.業務体制」に記載された内容を評価の対象とする。

2. 第2次審査（プレゼンテーション）

評価項目（評価視点および基準）		配点	得点
プレゼンテーションの説明内容はわかりやすく、説得力があるか		5	
提案事業者は本業務に対し、意欲的か。また、熱意を持って取り組んでいるか		5	
本市が求めるシステムの機能要件を満足しており、かつユーザーの利便性向上、業務効率化・負担軽減に資する優れた提案であるか		20	
システムは、ユーザーにとって高い操作性（分かりやすさ・使いやすさ・PDFの閲覧性）を有するものであるか		15	
質疑に対し、的確かつ明快な回答がなされたか		5	
計（イ）		50	

3. 総合評価点

合計【（ア）+（イ）】	150	
-------------	-----	--